

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が令和4年1月31日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年12月3日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「草加柿木産業団地（草加柿木フーズサイト）への物流企業〔物流施設の運営を主たる事業とする〇〇〇会社――〇〇〇〕の応募関連書類」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「①事前エントリー希望企業の登録について（通知）」（以下「本件対象文書1」という。）、「②草加柿木地区産業団地整備事業 事前エントリー希望企業 登録申込書」（以下「本件対象文書2」という。）及び「③草加柿木地区産業団地整備事業 事前エントリー企業選定申込書」（以下「本件対象文書3」という。）の3件の公文書を特定した。
- (3) 実施機関は、令和4年1月31日付けで、別表に掲げる不開示情報3、5、8、13、26及び34については条例第10条第1号に、不開示情報1、2、4、6、7、9から12、14から25、27から33及び35から38については条例第10条第2号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、令和4年2月28日付けで、本件処分（のうち業種／業務内容／予定面積／工業用水使用量など草加地区柿木産業団地での事業内

容に関連する部分)を取り消す、との裁決を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年1月23日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和5年2月16日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分(のうち業種/業務内容/予定面積/工業用水使用量など草加地区柿木産業団地での事業内容)を取り消す、との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 草加柿木産業団地(柿木フーズサイト)への企業誘致に関連し、(ア)から(エ)を確認した。

(ア) 当該団地共同事業者である草加市立案地区計画(平成28年10月5日開催、埼玉県都市計画課=草加市都市計画課間の共通議事録に添付の当初案)においては「建築制限用途として”倉庫業を営む倉庫”」「建物高さも25m以下」と記載されていること。

(イ) 当該産業団地への応募企業エントリー実施前であるにもかかわらず、平成28年11月4日付け埼玉県都市計画課=草加市都市計画課間で土地用途変更に関わる地区計画協議の中で、草加市側から「企業の意向で30mに(以下略)」との発言があり、それは埼玉県企業局からの言質を受けてのものであったと草加市側からの口頭回答があったこと。

(ウ) 平成28年度第一回企業局産業団地整備推進会議にて審議された資料[マスコミ等に対応する想定問答(案)]にも、県企業局が運営する工業用水を大量に使う大手食品製造企業等の立地促進が記載されていること。

(エ) 平成29年7月9日開催の近隣住民を対象とした「草加柿木地区産業団地整備に係る事業概要・都市計画手続説明会」において、県企業局側から「誘致する企業については物流企業にご遠慮いただき（以下略）」との説明があったこと。

それにもかかわらず、平成29年7月18日に開始された埼玉県企業局作成のエントリー企業募集要領においては「倉庫業を営む倉庫」が建築制限から除外、〇〇〇会社（実態は〇〇〇）という物流倉庫企業が誘致され、高さ31mの物流倉庫建屋が建設されている。

当該産業団地は良好な住居環境の維持を旨とする第一種低層住居専用地域（越谷市レイクタウン地区）に直接的に接していながら、「農地」から「工業地域」に用途変更され、かつ開発造成されたものである。国土交通省の都市計画運用指針においても、第一種低層住居専用地域に隣接して工業地域は用途指定しない旨の規定（地区計画の設定による例外規定あり）があるにもかかわらず、県内でも他に類例のない形で工業地域に用途変更された点についても、埼玉県都市計画課に確認済みである。

工業用水を大量に使う食品製造企業誘致を念頭に産業団地整備が行われる計画だったことに対して、なぜ物流倉庫企業が応募・内定されたのか。物流企業にはご遠慮いただくと住民説明の僅か10日後に、なぜ物流企業でも応募できる募集要領が公開されたのか。当初建築高さ25mとして地区計画が立案されたのに、なぜ建築高さ制限が最終的に最大31mまで緩められ、かつ同制限高での物流倉庫が建築されるに至ったのか。このように当該物流倉庫企業の誘致決定経緯には、甚だ不可解な点が存在し、不適切な行政執行が疑われることから、これを明らかにする必要がある。

しかし、実施機関から本件処分を受けた。

イ 実施機関は、不開示理由を条例第10条第2号、条例第10条第5号ホのためとしている。

しかしながら本件処分は、産業団地の開発造成に関わって近隣居住者の良好な

住居環境を侵害するおそれがあり、また住民説明会においても虚偽の説明をしていることから、その行政行為が適切であったのかどうかを確認するために必要な情報を隠蔽するものであって、条例第12条の公益上の理由に該当し、応募企業及び埼玉県企業局の公文書について不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

ウ 本件処分により、審査請求人は、良好な住居環境に居住できる幸福追求権（憲法第13条）、並びに納税者として行政が適切に執行されているかを知る権利について侵害されている。

エ 以上の点から、本件処分（のうち物流企業に関連する部分）の取消しを求めため、本件審査請求を提起した。

### （3） 反論書の趣旨

ア 本件対象文書1及び本件対象文書2について

審査請求人が本件開示請求を行った令和3年8月時点においては、草加柿木産業団地は既に「予備調査・調査段階・実施決定前」とは言い難く、現に産業団地は開発・造成され、誘致された企業群は建物の建設を含めて事業着手しており、実施機関が主張する支障が生じるおそれは全く無く、部分開示とする正当な理由には当たらない。

イ 本件対象文書2及び本件対象文書3について

当該公文書に含まれる情報は、応募企業が当該産業団地で行う事業の種類、内容、設備投資額、雇用人数などの極めて限定的な情報であり、このような情報が公開されることによって、当該企業の一般的な営業秘密や企業戦略が明らかとなり、事業全体への不利益が生じるおそれがあるとは考えられない。

また、既に当該産業団地の分譲審査は終了済みであり、実施機関が主張する弊害を考慮する必要は全く無い。さらに、事後的に分譲要件や分譲審査の適正さをチェックするという観点から、公開されるべきである。

ウ 本件対象文書3について

個人が特定できる情報を除いた形で情報公開することが検討されるべきである

し、本件産業団地に関わる権利者（地権者）は、不動産登記簿によってもある程度明らかであって、当該情報を開示されなくとも個人識別は可能な状態であるとも言える。

#### エ 裁量による開示を行わないことについて

草加市が作成する地区計画に対する埼玉県企業局の関与は明らかである。第一種低層住居専用地域に直接隣接して開発造成された埼玉県唯一の工業団地という異例さ、県営工業用水を多く使用する企業を誘致するとしながら物流倉庫の新設ありきで埼玉県企業局主導により進められた地区計画決定の疑義、良好な住環境を求めて越谷市レイクタウン地区に住居を得た多くの住民に対する誤った説明会内容など、審査請求人含め隣接地区に住まう住民にとってこの行政プロセスの透明性や適正さに疑問を感じざるを得ず、これを明らかにすることは大いに公益性にかなうものである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3のうち、個人情報に係る情報を不開示とした理由

株式会社〇〇〇の担当者等について記載されている情報は、当該情報を開示することで個人が特定され、当該個人の個人情報が公開されることとなるため、条例第10条第1号に該当するとして不開示とした。

- (2) 本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3のうち、法人に関する情報を不開示とした理由

実施機関は、産業団地の購入希望者をホームページで公募し、応募した企業から、当該産業団地で行う事業の種類、事業内容、予定面積、設備投資額、雇員人数・地元雇員人数、工業用水使用量などの事業戦略を含む企業情報を申込書等に記載して提出するよう求め、提出された文書を実施機関の審議資料としている。

したがって、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3の企業情報に

係る部分を公開すれば、応募企業の営業秘密や企業戦略が明らかにされることになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利益を生じるおそれがあり、また知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば当該企業の権利や正当な利益を害するおそれがある。そのため、条例第10条第2号に該当する。

(3) 本件対象文書3のうち、印影に係る情報を不開示とした理由

印影は、法人の対外活動において重要な意義を有するものであり、これが公にされた場合には、当該法人の各種経理書類や証明書等の作成に悪用されるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがある。そのため、条例第10条第2号に該当する。

(4) 裁量による開示を行わないことについて

条例第12条は、条例第10条各号の不開示情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には、これを公にすることができるとしている。

審査請求人は、草加市立案地区計画の当初案では、倉庫業を営む倉庫の建築を制限し、建物の高さを25m以下と制限したにもかかわらず、物流倉庫企業に分譲し、高さ制限を変更して31mの物流倉庫建屋を許容したことから、当該物流倉庫企業の誘致決定経緯の適切性に疑問があるので、良好な住環境に居住できる幸福追求権及び納税者として行政が適切に執行されているかを知る権利に基づき開示請求する旨主張する。

草加市立案地区計画は、草加市が策定するものであり、草加市は、都道府県が定める都市計画との適合性などについて埼玉県知事と協議し、草加市が決定するものであって、実施機関には決定権限がなく、実施機関が建築物等の用途の制限及び建築物等の高さの最高限度が住環境に与える影響を検討することもない。

実施機関は、草加市が決定する建築物等の用途の制限と建築物等の高さの最高限度を基に企業を募集するものであり、実施機関の保管する公文書は、その募集に係る情報が記載されているものであって、不開示部分は前記の理由により開示できない情報であるから、審査請求人の開示請求の理由を考慮しても、公益上特段の必要

性があると認めることはできない。

よって、裁量的開示は行わないものとした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書1は、平成29年7月3日付けで公営企業管理者が決裁した「草加柿木地区産業団地整備事業における事前エントリーに係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づいて作成したもので、株式会社〇〇〇に対し事前エントリー企業として登録した旨を通知した文書である。この文書には株式会社〇〇〇が作成した事前エントリー希望企業登録申込書が添付されている。

本件対象文書2は、事務処理要領及び「草加柿木地区産業団地整備事業『事前エントリー企業』募集要領」に基づき、株式会社〇〇〇が作成した分譲企業募集に対する申込書である。

本件対象文書3は、株式会社〇〇〇が企業局との意見交換を経て事務処理要領に基づき作成したものである。この文書にはローカルベンチマークという文書が添付されているが、これは株式会社〇〇〇の申込書に記載されている内容を転記し、実施機関が作成した資料である。

### (2) 本件審査請求について

実施機関は、別表に掲げる不開示情報を条例第10条第1号又は第2号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分（のうち業種／業務内容／予定面積／工業用水使用量など草加地区柿木産業団地での事業内容）の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について、以下検討する。

### (3) 不開示情報該当性について

#### ア 不開示情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個

人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

実施機関は、不開示情報 3、5、8、13、26 及び 34 を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するため不開示としている。

当審査会において当該情報を見分したところ、不開示情報 3、5、8 及び 13 には株式会社〇〇〇の担当者の部署名及び氏名、不開示情報 26 には代表取締役の本籍地、生年月日及び性別、不開示情報 34 には代表取締役の生年月日が記載されていることが認められる。

よって、不開示情報 3、5、8、13、26 及び 34 は、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 10 条第 1 号本文に該当する情報であり、また、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって、不開示情報 3、5、8、13、26 及び 34 は、不開示が妥当である。

#### イ 不開示情報の条例第 10 条第 2 号該当性について

条例第 10 条第 2 号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当

該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

(ア) 不開示情報 1、2、4、6、7、9 から 12、14、16 から 25、27 から 31 及び 35 から 38 について

当該情報は、株式会社〇〇〇に関する情報である。

実施機関は、不開示情報 1、2、4、6、7、9 から 12、14、16 から 25、27 から 31 及び 35 から 38 については、株式会社〇〇〇の事業計画・経営方針、営業上の手法・ノウハウ及び内部に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第 10 条第 2 号に該当するため不開示としている。

これに対し、審査請求人は、企業に関する情報について、応募企業が当該産業団地で行う事業の種類、内容、設備投資額、雇用人数などの極めて限定的な情報であり、このような情報が公開されることによって、当該企業の一般的な営業秘密や企業戦略が明らかとなり、事業全体への不利益が生じるおそれがあるとは考えられないと主張している。

当審査会において当該情報を見分したところ、株式会社〇〇〇の草加柿木地区産業団地における事業計画やこれまでの経営ノウハウ、定款、貸借対照表等の情報が具体的に記載されていた。当該情報は、株式会社〇〇〇の外部からは通常知り得ない事業計画、経営戦略及び内部情報に関する機密性、重要性の高い情報と認められる。また、当該情報が公になっている特別な事情も認められない。

よって、当該情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報 1、2、4、6、7、9 から 12、14、16 から 25、27 から 31 及び 35 から 38 は、条例第 10 条第 2 号に該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(イ) 不開示情報 15、32 及び 33 について

当該情報は、株式会社〇〇〇代表取締役印の印影である。

実施機関は、当該情報を、株式会社〇〇〇の対外活動において重要な意義を有する情報であって、開示することにより株式会社〇〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため不開示としている。

代表取締役印の印影については、会社の経営者がその組織の代表者として契約など対外的に使用する印鑑に係る情報であり、法人にとって、重要性の高い情報と認められる。

よって、当該情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報15、32及び33は、条例第10条第2号に該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(4) 条例第12条該当性について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第10条第7号に該当する情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

ここで、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第1号から第6号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。条例第10条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第10条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、実施機関の裁量において開示することができるとするものである。

これを本件について見ると、審査請求人は公益上の理由として実施機関の行政行為が適切であったのかどうかを確認するために必要であると主張するが、上記(3)

で判断したとおり、本件行政文書に含まれる不開示情報を公にすることにより、当該保護されるべき利益を侵害してまでも優越すべき公益上の必要性があるとは認められないことから、条例第12条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

(5) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 1月23日	諮問(諮問第337号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 2月16日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第156回審査会)
令和5年 3月22日	審議(第一部会第157回審査会)
令和5年 4月27日	審議(第一部会第158回審査会)
令和5年 5月16日	答申

別表

不開示情報			
	本件対象文書	文書	情報
不開示情報 1	1	起案理由	「※」の記載内容
不開示情報 2		草加柿木地区産業団地整備事業 事前エントリー希望企業登録申込書	「(1) 立地検討施設の概要」の記載内容
不開示情報 3			「(3) 担当者連絡先」の部署名・担当者名
不開示情報 4			「(3) 担当者連絡先」の電話・FAX・メール
不開示情報 5			担当者の部署名・氏名
不開示情報 6		草加柿木地区産業団地整備事業「事前エントリー希望企業登録申込書」につきまして	電話番号・FAX 番号
不開示情報 7	2	草加柿木地区産業団地整備事業 事前エントリー希望企業 登録申込書	決裁欄下部の記載の一部及び（登録申込企業）下部の記載、「(1) 立地建設施設の概要」の記載内容
不開示情報 8			「(3) 担当者連絡先」の部署名・担当者名
不開示情報 9			「(3) 担当者連絡先」の電話・FAX・メール
不開示情報 10			添付資料
不開示情報 11	3	企業の健康診断ツール ローカルベンチマーク	入力内容・記載内容（基本情報の商号及び所在地、代表者名、業種を除く）
不開示情報 12			添付資料
不開示情報 13		草加柿木地区産業団地整備事業 事前エントリー企業選定申込書	「〈連絡先〉」の所属課所名・担当者名
不開示情報 14			「〈連絡先〉」の電話・メールアドレス
不開示情報 15			「申込者」の法人代表者の印影
不開示情報 16			「申込者」の E-mail
不開示情報 17			「1 申込みをする理由」の記載内容
不開示情報 18			「2 希望区画等」の記載内容
不開示情報 19			「3 申込者の事業概要」中の「(1) 一般概要」のうち、表下部の記載内容

不開示 情報 2 0	3	草加柿木地区産業団地 整備事業 事前エン トリー企業選定申込書	「3 申込者の事業概要」中の「(2) 事業所の概要(本 社・支社・工場・研究所・福利厚生施設等)」のうち、 本社の敷地・建物等・従業員数の記載内容
不開示 情報 2 1			「4 建設計画」～「7 先端産業への取組」の記載内 容
不開示 情報 2 2			「8 企業の特徴(貴社の施設ごとの工業用水使用量等 の実績)」の記載内容
不開示 情報 2 3			「(別紙2) ①」～「(別紙2) ⑤」中の「敷地」のう ち「所有区分」、建物等のうち「建築面積」・「所有区 分」、「従業員数」、「※2」の記載内容
不開示 情報 2 4			「(別紙3)」日付・企業名を除く
不開示 情報 2 5			「(別紙4)」
不開示 情報 2 6			「別紙 役員等の届出について」のうち、代表取締役の 本籍地・生年月日・性別
不開示 情報 2 7			「別紙 役員等の届出について」のうち、その他記載内 容
不開示 情報 2 8			「別添 希望区画」
不開示 情報 2 9			<別紙>の別紙3の記載内容 <添付書類>の⑧、⑨の記載内容
不開示 情報 3 0			<別紙>の別紙4の記載内容
不開示 情報 3 1			「株式会社〇〇〇 定款」のうち表題・第1条・第2条 ・第3条・第4条・第5条・第8条を除いた条文
不開示 情報 3 2			「株式会社〇〇〇 定款」のうち法人代表者の印影
不開示 情報 3 3			「印鑑証明書」の印影
不開示 情報 3 4			「印鑑証明書」の生年月日
不開示 情報 3 5			「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計 算書」、「販売費及び一般管理費の明細」、「連結貸借 対照表」及び「連結損益計算書」の記載内容
不開示 情報 3 6			「納税証明書」
不開示 情報 3 7	「(参考) 施設配置計画図」		
不開示 情報 3 8	3	草加柿木地区産業団地 整備事業 事前エン トリー企業選定申込書	「その他添付資料」株式会社〇〇〇のパフレットを除 く